

中等部 教務規程

1 学籍について

(1) 入学

入学は、校長が許可することで認められる。

(2) 転学

他の中学校への転学は、生徒と保護者等が連署した転学願を提出し、転出先の校長との協議を経て、校長が許可することで認められる。

2 出欠席の取り扱いについて

(1) 出席と欠席、遅刻、早退等

① 欠席とは、始業時刻から終業時刻までの全部を休むことをいう。

② 遅刻とは、始業時刻に遅れて途中から出席することをいう。ただし、公共交通機関の遅延等、やむを得ないと認められる理由によるものは遅刻として扱わない。

③ 早退とは、終業時刻に達する前に下校することをいう。

(2) 出席停止、忌引等

① 出席停止は、次のア～カに該当する場合をいい、出席にも欠席にもならない。

ア 学校保健安全法第 19 条による出席停止の日数

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条・第 20 条・第 26 条・第 46 条による隔離及びその他の日数

ウ 学校保健安全法第 20 条により、臨時に学校の全部または一部の休業を行った場合の日数

エ 非常災害等、生徒もしくは保護者等の責任に帰することのできない事由で出席しなかった場合、または伝染病の流行等でその予防上保護者等が生徒を出席させなかった場合等で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

オ 進学（外部受験）、就職試験等のため、出席できなかった日で、校長が出席しなくてもよい日であると認めた日数

② 忌引は、出席にも欠席にもならない。忌引と認める日数は、次のア～エのとおりとする。また、葬祭のため遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を忌引と認める日数に加算する。

ア 一親等 7 日

イ 同居の兄弟・姉妹 5 日

ウ 二親等 3 日

エ 三親等及び同居の親族 1 日

(3) 対外運動競技・文化関係行事等

対外運動競技や文化関係行事に学校教育活動の一環として参加した場合は、出席扱いとし、出席日数にその日数を含める。

(4) その他

欠席、遅刻、早退、出席停止、忌引等の連絡は、入学時に説明する方法で HR 担任に保護者等が連絡する。事前に連絡できない場合は、当日 8：25 までに保護者等が学校に連絡する。

3 学習成績について

(1) 定期試験、課題試験

- ① 試験とは、定期試験・課題試験をいう。
- ② 定期試験は、1学期中間試験・期末試験、2学期中間試験・期末試験、学年末試験をいう。
- ③ 試験を病欠等の正当な理由で受験できなかった生徒には、各教科の判断で追試験等を行う。
- ④ 生徒の試験時間終了前の退出は、原則として認めない。
- ⑤ 試験を受験する際に配慮が必要な場合は、本人、又は保護者等からの申し出により必要な配慮をする。
- ⑥ 試験の結果は個人成績票によって本人および保護者等に通知する。
- ⑦ 試験において不正行為があった場合は、当該科目については0点とし、以後の試験は別室で受験する。

(2) 学習成績の評価について

- ① 学習成績の評価は、各試験の成績および出席状況、学習態度、提出物、作品、レポート、実技等を資料とする。
- ② 学習成績の評価は、各教科で作成したシラバスに示された観点別の評価規準と評価方法に沿ってA、B、Cの3段階で行い、1、2学期末に5段階で評定する。
- ③ 学年末は、各学期の観点別の評価を総括的に評価し、5段階で評定する。
- ④ 各学期末に示す観点別評価の基準は、次のとおりである。

A・・・十分満足できると判断されるもの
B・・・おおむね満足できると判断されるもの
C・・・努力を要すると判断されるもの

- ⑤ 1、2学期末および学年末の成績通知表には、各教科の観点別評価と5段階評定を表示する。